

檜葉町における中間貯蔵施設（保管庫）の建設計画についての是非を問う住民投票条例（案）

檜葉町における中間貯蔵施設（保管庫）の建設計画についての是非を問う住民投票条例を次のように制定する。

（目的）

第1条 この条例は国が檜葉町内において計画している中間貯蔵施設（保管庫）（以下「保管庫」という。）に対して、町民の賛否の意思を明らかにし、もって民意を反映することによって檜葉町行政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するために町民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は町長が執行するものとする。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、本条例の施行の日から2箇月以上3箇月以内に、これを実施するものとする。

2 投票日は、前項の期間内で町長が定める日曜日とし、投票日の15日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有するもの（以下「投票資格者」という。）は次の各号に該当する者とする。

(1) 投票日において年齢満20歳以上の日本国籍を有する者

(2) 前条第2項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本町の住民票が作成された日（他の市町村から本町に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本町の住民基本台帳に記録されている者（投票日において本町に住所を有していない者を除く。）

（投票資格者名簿）

第6条 町長は、住民投票における投票資格者について、保管庫建設計画に関する住民投票資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成するものとする。

（町民への周知）

第7条 町長は、住民投票の告示があった日から5日以内に全投票資格者に対し、住民投票の投票日、投票方法等を通知しなければならない。

（投票の方式）

第8条 住民投票は、1人1票とし、秘密投票とする。

2 投票資格者は、保管庫建設計画に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

（投票所における投票）

第9条 投票資格者は投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、資格者名簿またはその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める理由により、投票所に行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

（投票の効力の決定）

第10条 住民投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効にするものとする。

（無効投票）

第11条 住民投票において、次のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の記載欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の複数の記載欄のいずれに記載したか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

（投票運動）

第12条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収脅迫等町民の自由な意思が拘束され、不当に干渉されたり、町民の生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票および開票)

第 13 条 投票場所、投票時間、投票立会人、開票場所、開票時間、開票立会人その他住民投票の投票および開票に関しては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）、同法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定を準用するものとする。

(投票結果の告示等)

第 14 条 町長は、住民投票の投票結果が判明したときは速やかにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 15 条 町長は住民投票の結果を尊重し、速やかに町民の意思を福島県や国の関連機関に通知しなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。